

第3回 国勢調査の実施に関する有識者懇談会議事概要

- 1 日時 平成18年3月24日(金)10時00分から12時20分
- 2 場所 総務省第2庁舎 特別会議室
- 3 出席者
構成員：竹内啓座長、阿藤誠委員、飯島英胤委員、城本勝委員、須々木亘平委員、萩原雅之委員、堀部政男委員、和田理都子委員
オブザーバ：安藤直樹(横浜市統計解析課長)、関野昌宏(沼津市情報システム課長)、園田健次(全国市長会行政部長)
ヒアリング：マンション管理会社及び市民団体
総務省：衛藤英達統計局長、江端康二統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、亀田意統国勢統計課長
- 4 議題
 - (1) 調査方法等について(関係者ヒアリング)
 - (2) 調査方法等のあり方について
 - (3) 諸外国のセンサスの状況について
 - (4) その他
- 5 配付資料
 - (1) 検討課題について
 - (2) 調査方法等の検討について
 - (3) 第2回懇談会における質問への回答
 - (4) 諸外国のセンサスの状況
 - (5) 第2回懇談会議事概要
- 6 議事の概要
 - (1) マンション管理会社から、国勢調査への対応状況について説明があった。また、市民団体から、国勢調査に対する意見について説明があった。
 - (2) 事務局から、調査方法等の検討等について、資料1～4に基づき説明が行われ、その後、検討が行われた。
各委員からの主な意見等は以下のとおり。
調査に当たってはマンション対応が大きなウエイトを占める。管理

組合などから協力を得られるよう、何らかの法的整備をしてはどうか。また、管理組合等との協力の構築の改善が必要。

調査員を少なくすれば、質の高い調査員を集めやすくなるが、日数はかかり、時間的な制約の問題が出てくる。公表については、より柔軟な対応がとれないか。

調査方法を多様化するのは必然の流れ。試験調査でしっかり実地検証をしながら、進めていくことが必要。

調査をする側、される側、利用する側の三分法で考えるのではなく、今は民主主義社会で、政府がお上で国民を支配しているということではないのだから、むしろ市民の要望に応じて統計に基づく行政を行っていると考えたい。

自治体の意見に、ボランティアベースではもう無理なので、人材派遣会社から教育された人材を集めたいとあり、法令改正して利用できるように考えてはどうか。

「統計の中の統計」である国勢調査は必要。その前提で、プライバシー意識の高まり、生活様式の多様化、単身世帯の増加、ITの進展による情報収集の多様化、調査員確保難を踏まえた調査方法を検討すべき。

郵送方式のメリットとして、「国民の不安と不満の解消」の視点が抜けている。民間活用できる事務の検討はすべきだが、行政の責任の下に調査を行うことが不可欠。そうでないと、「国民の不安と不満」を解消できない。国民の皆さんが安心して、調査に協力してもらえるような仕組みと運営が肝要。

調査方法を見直すに当たっては、申告義務との関係など、法的な解釈・運用についても併せて整理する必要がある。

- (3) 次回は平成18年4月に開催予定。平成17年国勢調査で都市部を担当した国勢調査員からヒアリングを行う予定。